

広瀬庁舎・広瀬中央交流センター整備基本構想【概要版】

1. 背景と目的

広瀬庁舎は昭和41年（1966年）の建築から50年以上が経過、広瀬中央交流センターは昭和49年（1974年）の建築から40年以上が経過しており、建物の老朽化が著しく耐震補強も未実施の状態にある。

両施設について、現状の利用状況や将来需要などを把握し、一体的な利活用を視野に入れ整備地域のニーズも考慮しながら施設に必要な機能等を整理し、住民活動の活性化が促される拠点として位置づける、新たな複合施設の整備基本構想を策定する。

2. 基本構想

(1) 構成

- ・はじめに
- ・広瀬地域および対象施設を取り巻く状況の整理
- ・複合施設に求められる機能の整理
- ・複合施設整備基本構想の策定
- ・基本構想実現に向けて

(2) 複合施設に求められる機能の整理

①市民ワークショップの開催

新たな地域拠点としての複合施設の在り方、求められる機能について地域から意見をいただく場として市民ワークショップを開催した。

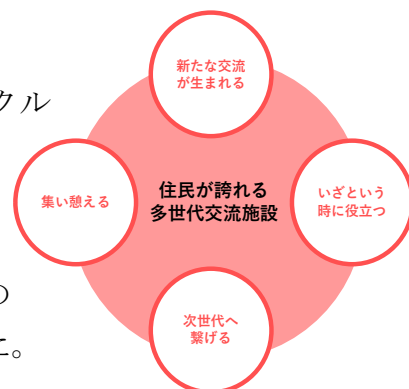
市民ワークショップは、安来市在住の15歳以上を対象に公募し、10代から70代の市民38名により構成し、8月・9月・11月の計3回開催した。

回	開催日	参加数	主なテーマ
1	令和3年8月29日(日)	31名	広瀬のまちなかで必要、充実してほしい場所や機能は？
2	令和3年9月26日(日)	33名	多世代が気軽に利用できる交流センターに必要な機能は？ 広瀬庁舎の敷地に必要な機能を配置してみる。
3	令和3年11月7日(日)	18名	ホールの効率的な使い方は？

(3) 複合施設整備基本構想の策定

市民ワークショップの結果から、新たな施設にはサークル等の交流活動が継続できる機能を望まれており、特に勉強やくつろげる空間を備えた図書室へのニーズが非常に高いことが分かった。

市民ワークショップの結果を踏まえ、新たな複合施設のコセプトを『住民が誇れる多世代交流施設』と設定した。



(4) 整備の方針

①多様な世代が交流でき、柔軟性の高い集会の場の整備

会議やサークル活動や、多世代が交流できるイベント等の様々な利用シーンに対応可能な柔軟性の高い会議スペースを目指す。

②憩いの場となる図書室の整備

本の貸し借りに加え、勉強やくつろぎのスペース、誰もが気軽に立ち寄れるスペースなど多世代が思い思いの過ごし方ができる図書室を目指す。

③防災拠点としての機能充実

災害時に安心して避難できる場となるよう、防災活動の拠点としての機能充実を図る。

④住民が誇れる次世代ファーストの施設整備・運営

次世代がいきいきと気兼ねなく利用でき、将来、施設の利用や維持に大きな負担が生じず受け継がれていく施設を目指す。

(5) 導入機能

整備の方針を踏まえ、導入機能とイメージを以下のように整理した。

導入機能	整備の概要・イメージ
交流センター機能	<ul style="list-style-type: none">・ 様々な集会、サークル活動等に利用できるよう、防音効果の高い施設を整備。・ 小会議やサークル活動に対応できる会議スペースを確保し、和室としての利用や避難所としても利用できるようにする。・ 調理スペースは、災害時等の炊き出しなど多目的に利用できる施設にする。
図書室機能	<ul style="list-style-type: none">・ 図書の陳列は貸出頻度が高いものを中心に、検索・貸出の利便性を確保する。・ 図書を活用した、学習スペースや、読書ができるスペースを確保する。・ 親子で、おしゃべりしながら本を読み聞かせるスペースを確保する。
共有スペース機能	<ul style="list-style-type: none">・ 少人数での会議、パソコンを活用した軽作業ができるスペースを確保する。・ 地域の人が気軽に寄れて、談笑したり、休憩できるようなスペースを確保し、小さな子どもがいても利用しやすいよう、遊べるスペースも併設する。・ 交流センターの事務室を確保する。・ 防災拠点としての機能を備え、非常用のエネルギー等の確保に配慮する。

※安来市役所の窓口機能である広瀬地域センターの配置については、本基本構想には含めず広瀬地域全体の状況をみながら総合的に判断することとした。

(6) 留意事項

ライフサイクルコスト削減やユニバーサルデザインを考慮し、「平屋建て」を基本とする。

整備箇所は、広瀬庁舎、広瀬中央交流センターがある地区において、市が保有する土地の活用を基本とする。

(7) 施設機能のイメージ



(8) 基本構想の実現に向けて

施設の規模、敷地の決定、機能配置等は、次のステップとなる基本計画において設定する。

また、規模や敷地選定において広瀬地域センターの配置は重要な条件になるため、基本計画策定時にその取り扱いを決定しておくものとする。

基本計画は、令和4年度以降に策定し、財政計画において実施年度を検討していくものとする。